

第 2 期新しいばらき障害者プランの達成状況について

1 県の成果目標について

平成 29 年(2017 年)3 月に告示された国の第 5 期障害福祉計画に係る基本指針や、第 4 次障害者基本計画を基に、これまでの実績や地域の実情を踏まえ、「第 2 期新しいばらき障害者プラン」を策定し、新たに平成 30 年(2018 年)度～令和 2 年(2020 年)度の目標を設定した。

2 福祉施設入所者の地域生活移行

県の成果目標

- ① 平成 28 年(2016 年)度末現在の施設入所者数 3,656 人の 9%(329 人)を、令和 2 年(2020 年)度までに、地域生活へ移行する。
- ② 平成 28 年(2016 年)度末現在の施設入所者数(定員)を、令和 2 年(2020 年)度までに、2%(76 人)削減する。
- ③ 地域生活支援拠点等について、市町村又は障害福祉圏域に、少なくとも 1 つ整備する。

項目	数値目標の考え方		H30 年度 (2018 年)	R1 年度 (2019 年)	R2 年度 (2020 年)
福祉施設入所者の地域生活への移行	H28 年(2016 年)度末現在の施設入所者数 3,656 人の 9%(329 人)を、令和 2 年(2020 年)までに地域生活へ移行する。	数値目標	1,238 人	1,348 人	1,457 人
		実績	1,153 人	1,197 人	—
福祉施設入所者(定員)の削減	H28 年(2016 年)度末現在の施設入所者数(定員)を、令和 2 年(2020 年)度までに 2%(76 人)削減する。	数値目標	25 人減	50 人減	76 人減
		実績	68 人増	98 人増	—

3 退院可能な精神障害者の地域生活移行

県の成果目標

- ① 精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上)。
- ② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳未満)。
- ③ 入院後 3 か月時点の退院率を、令和 2 年(2020 年)度までに、69%まで上昇させる。
- ④ 入院後 6 か月時点の退院率を、令和 2 年(2020 年)度までに、84%まで上昇させる。
- ⑤ 入院後 1 年時点の退院率を、令和 2 年(2020 年)度までに、91%まで上昇させる。
- ⑥ 地域移行支援連絡協議会の開催。
- ⑦ (精神障害者)地域移行支援専門部会を設置している市町村がないため、令和 2 年(2020 年)度までに、全市町村に協議の場を設置する。

項目	数値目標の考え方		H30年度 (2018年)	R1年度 (2019年)	R2年度 (2020年)
1年以上長期 入院患者数 (65歳以上)	国基本指針別表第四の一計 算式により算定	数値目標	1,739人	1,675人	1,609人
		実績	2,077人	2,014人	—
1年以上長期 入院患者数 (65歳未満)	国基本指針別表第四の一計 算式により算定	数値目標	1,970人	1,770人	1,568人
		実績	1,821人	1,744人	—
入院後3か月 時点の退院率	入院後3か月時点の退院率 を令和2年(2020年)度ま でに69%まで上昇	数値目標	63.0%	66.0%	69.0%
		実績	66.3%	R3年6月 公表予定	—
入院後6か月 時点の退院率	入院後6か月時点の退院率 を令和2年(2020年)度ま でに84%まで上昇	数値目標	82.6%	83.3%	84.0%
		実績	80.9%	R3年6月 公表予定	—
入院後1年 時点の退院率	入院後1年時点の退院率を 令和2年(2020年)度まで に91%まで上昇	数値目標	90.2%	90.6%	91.0%
		実績	87.4%	R3年6月 公表予定	—

【地域移行支援連絡協議会】

平成30年度に協議の場を県に設置済。

【(精神障害者)地域移行支援専門部会を設置している市町村】

全市町村数 (A)	令和元年度末までに協 議の場を設置済の市 町村数(B)	設置率 (B)/(A) (小数点1位ま で記載)	令和2年度中に協議 の場を設置予定して いる市町村数(C)	設置年度等検討中 (D)
44市町村	11市町村	25%	16市町村	17市町村

4 地域生活支援拠点の状況

地域生活支援拠点については、令和2年3月末現在で、2市(龍ヶ崎市、神栖市)が面的整備型の地域生活支援拠点を整備いたしました。他市町村は令和2年度末までの整備を目標としております。

5 福祉施設からの一般就労移行

県の成果目標

- ・H28年(2016年)度実績の一般就労移行者数469人を、令和2年(2020年)度までに1.5倍の年間704人とする。

項目			H30年度 (2018年)	R1年度 (2019年)	R2年度 (2020年)
福祉施設*から一般就労への移行者数(A) (H28年(2016年)度実績:469人)		数値目標	600人	652人	704人
		実績	585人	623人	—
活動指標	就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の利用者の一般就労への移行	実績	562人	555人	—
	障害者に対する職業訓練の受講		18人	13人	—
	福祉施設から公共職業安定所への誘導		332人	361人	—
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導		132人	72人	—
	公共職業安定所における福祉施設利用者の支援		127人	113人	—

※「福祉施設」の範囲：「生活介護，自立訓練（生活・機能），就労移行支援，就労継続支援（A・B）」

6 障害児支援の提供体制の整備

県の成果目標

- ①令和2年(2020年)度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は障害福祉圏域に1か所以上設置する。
- ②令和2年(2020年)度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③令和2年(2020年)度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は障害福祉圏域に1か所以上設置する。
- ④平成30年(2018年)度末までに県、各市町村又は圏域において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

【児童発達支援センターの設置状況】

児童発達支援センターについては、令和2年8月末現在で、水戸圏域及び土浦市、古河市、茨城町(R2.8設置)が設置しております。他市町村は令和2年度末までの整備を目標としております。

【保育所等訪問支援の利用状況】

保育所等訪問支援については、令和2年8月末現在で、水戸圏域、常陸太田・ひたちなか圏域、土浦圏域、つくば圏域（R2.4 設置）、取手・竜ヶ崎圏域、筑西・下妻圏域、古河市、牛久市、鹿嶋市で利用可能です。他市町村は令和2年度末までの体制整備を目標としております。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置状況】

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、令和2年8月末現在で、水戸圏域、日立圏域（R2.6 設置）、常陸太田・ひたちなか圏域、鹿行圏域、土浦圏域、つくば圏域、取手・竜ヶ崎圏域、筑西・下妻圏域、古河・坂東圏域設置しています。他市町村は令和2年度末までの体制整備を目標としております。

【主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置状況】

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、令和2年8月末現在で、水戸圏域、日立圏域（R2.6 設置）、常陸太田・ひたちなか圏域、鹿行圏域、土浦圏域、つくば圏域、取手・竜ヶ崎圏域、筑西・下妻圏域、古河・坂東圏域設置しています。他市町村は令和2年度末までの体制整備を目標としております。

【医療的ケア児支援のための関係機関（保健・医療・福祉）の協議の場の設置】

（1）都道府県

平成30年度に協議の場を設置済。

（2）市町村

全市町村数 (A)	令和元年度末までに協議の場を設置済の市町村数 (B)	設置率 (B)/(A) (小数点1位まで記載)	令和2年度中に協議の場を設置予定している市町村数 (C)	令和2年度までに設置予定なしの市町村数(D)
44市町村	13市町村	29.5%	8市町村	23市町村

7 障害福祉サービスの確保

(1) 訪問系サービス

【見込量と受給実績】

計画の見込量は、国の基本指針に基づき居宅介護等サービス全体の月あたりの総利用時間及び1ヶ月あたりの実利用者数で設定。

区 分	単 位		H31.3	R2.3	R3.3
居 宅 介 護	月総利用時間数	見込み	42,076	44,195	46,282
		実 績	40,418	39,758	—
	月実利用者数	見込み	2,534	2,653	2,771
		実 績	2,604	2,610	—
重度訪問介護	月総利用時間数	見込み	22,716	23,792	24,928
		実 績	25,442	25,503	—
	月実利用者数	見込み	115	122	126
		実 績	167	167	—
同 行 援 護	月総利用時間数	見込み	2,675	2,923	3,148
		実 績	3,661	2,957	—
	月実利用者数	見込み	293	317	342
		実 績	337	273	—
行 動 援 護	月総利用時間数	見込み	923	1,012	1,122
		実 績	1,145	1,030	—
	月実利用者数	見込み	112	123	131
		実 績	78	62	—
重度障害者等包括支援	月総利用時間数	見込み	628	674	735
		実 績	0	0	—
	月実利用者数	見込み	8	10	13
		実 績	0	0	—

(参考) 事業所数の推移

(単位：か所)

区 分		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	
居宅介護等	事業所数	653	667	667	681	696	650	669	
	内 訳	居 宅 介 護	250	254	254	259	273	265	279
		重度訪問介護	241	247	247	251	257	241	248
		同 行 援 護	93	92	92	101	99	89	90
		行 動 援 護	69	74	74	70	67	55	52
		重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

【見込量と受給実績】

計画の見込量は国の基本指針に基づき 1 か月あたりの延利用人数と実利用者数で設定。ただし、療養介護は実利用者数のみで設定。

(単位：人)

区 分	単 位		H31.3	R2.3	R3.3
生活介護	月延利用者数	見込み	128,234	132,560	137,074
		実績	137,777	137,089	—
	月実利用者数	見込み	6,527	7,265	6,901
		実績	6,867	7,034	—
自立訓練 (機能訓練)	月延利用者数	見込み	1,139	1,410	1,703
		実績	1,289	1,326	—
	月実利用者数	見込み	116	134	154
		実績	113	107	—
自立訓練 (生活訓練)	月延利用者数	見込み	7,485	7,931	8,428
		実績	5,463	5,642	—
	月実利用者数	見込み	471	502	536
		実績	313	311	—
就労移行支援	月延利用者数	見込み	23,595	25,464	27,127
		実績	18,777	18,741	—
	月実利用者数	見込み	1,412	1,509	1,597
		実績	1,001	987	—
就労継続支援 (A型)	月延利用者数	見込み	24,046	26,423	28,943
		実績	29,172	32,332	—
	月実利用者数	見込み	1,256	1,383	1,514
		実績	1,416	1,571	—
就労継続支援 (B型)	月延利用者数	見込み	83,089	88,851	94,812
		実績	95,091	103,599	—
	月実利用者数	見込み	4,666	4,921	5,180
		実績	5,167	5,515	—
就労定着支援	月延利用者数	見込み	1,147	1,487	2,166
		実績	90	187	—
	月実利用者数	見込み	131	166	220
		実績	74	154	—

区 分	単 位		H31.3	R2.3	R3.3
療 養 介 護	月延利用 者数	見込み	10,064	9,903	10,155
		実 績	9,244	9,454	—
	月実利用 者数	見込み	324	336	348
		実 績	300	308	—
短 期 入 所 (福 祉 型)	月延利用 者数	見込み	10,159	11,095	11,832
		実 績	7,319	6,321	—
	月実利用 者数	見込み	1,167	1,259	1,332
		実 績	920	733	—
短 期 入 所 (医 療 型)	月延利用 者数	見込み	395	447	539
		実 績	384	376	—
	月実利用 者数	見込み	62	68	78
		実 績	72	58	—

(参考) 定員数と事業所数の推移

(単位：か所)

区 分		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
生 活 介 護	定員(人)	5,655	5,915	6,268	6,408	7,369	7,749	7,920
	事業所数(所)	156	165	180	188	201	262	267
自 立 訓 練 (機能訓練)	定員(人)	78	86	96	126	126	299	299
	事業所数(所)	6	6	7	9	13	21	21
自 立 訓 練 (生活訓練)	定員(人)	598	575	615	607	640	712	753
	事業所数(所)	51	51	55	57	56	65	67
就 労 移 行 支 援	定員(人)	1,546	1,595	1,650	1,853	1,961	1,944	1,816
	事業所数(所)	138	142	159	176	196	207	202
就 労 継 続 支 援 (A 型)	定員(人)	394	534	800	1,075	1,284	1,477	1,603
	事業所数(所)	21	29	41	56	65	77	84
就 労 継 続 支 援 (B 型)	定員(人)	3,463	4,211	4,610	5,089	5,685	6,386	6,656
	事業所数(所)	196	229	254	279	309	353	358
就 労 定 着 支 援 (H30 新 規)	定員(人)	—	—	—	—	—	—	—
	事業所数(所)	—	—	—	—	—	20	24
療 養 介 護	定員(人)	405	405	405	405	405	405	405
	事業所数(所)	5	5	5	5	5	5	5
短 期 入 所 (福 祉 型)	事業所数(所)	103	111	120	127	144	144	151
短 期 入 所 (医 療 型)	事業所数(所)	9	9	11	9	9	9	9

(3) 居住支援サービス

【見込量と受給実績】

計画の見込量は、国の基本指針に基づき1か月あたりの実利用者数で設定。

(単位：人，設置施設数)

区 分			H31.3	R2.3	R3.3
自立生活援助	月実利用者数	見込み	81	109	151
		実績	3	3	—
共同生活援助	月実利用者数	見込み	2,777	2,948	3,124
		実績	2,952	3,150	—
地域生活支援拠点施設数	設置施設数	見込み	3	6	16
		実績	1	2	—
施設入所支援	月実利用者数	見込み	3,507	3,514	3,523
		実績	3,429	3,454	—

(参考) 定員数と事業所数の推移

・グループホーム，ケアホーム（ケアホームはH26.4からグループホームに一元化）

区 分		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
共同生活援助	定員（人）	1,989	2,380	2,740	2,957	3,167	3,563	3,913
	事業所数（所）	138	146	159	169	191	212	224
自立生活援助	定員（人）	—	—	—	—	—	—	—
	事業所数（所）	—	—	—	—	—	2	3

・施設入所支援

(単位：か所)

区 分		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
施設入所支援	定員（人）	4,008	4,083	4,127	4,122	4,082	4,042	4,080
	事業所数（所）	77	79	80	80	79	78	79

(4) 障害児通所系サービス

【見込量と受給実績】

計画の見込量は国の基本指針に基づき1か月あたりの延利用人数と実利用者数で設定。

(単位：人)

区 分			H31.3	R2.3	R3.3
児童発達支援	月延利用人数	見込み	13,609	15,433	17,677
		実績	17,670	18,547	—
	月実利用者数	見込み	2,157	2,378	2,641
		実績	3,171	3,201	—

区 分			H31.3	R2.3	R3.3
放 課 後 等 デイサービス	月延利用者数	見込み	50,945	57,534	64,888
		実績	55,008	57,072	—
	月実利用者数	見込み	4,325	4,898	5,542
		実績	6,129	6,203	—
保 育 所 等 訪 問 支 援	月延利用者数	見込み	118	164	248
		実績	44	27	—
	月実利用者数	見込み	53	70	89
		実績	17	17	—
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	月延利用者数	見込み	148	225	302
		実績	0	5	—
	月実利用者数	見込み	33	48	63
		実績	0	4	—
医 療 型 児 童 発 達 支 援	月延利用者数	見込み	84	122	201
		実績	0	0	—
	月実利用者数	見込み	12	16	26
		実績	0	0	—

(参考) 定員数と事業所数の推移

(単位：か所)

区 分		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
児童発達支援	定員(人)	786	854	1,065	1,498	1,643	1,953	2,045
	事業所数(所)	59	67	90	130	147	180	187
放 課 後 デイサービス	定員(人)	1,113	1,466	1,828	2,675	2,920	3,519	3,579
	事業所数(所)	104	135	178	261	286	347	352
保 育 所 等 訪 問 支 援	定員(人)	—	—	—	—	—	—	—
	事業所数(所)	6	7	7	11	10	16	18
医療型児童 発達支援	定員(人)	0	0	0	0	0	0	0
	事業所数(所)	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援 (H30新設)	定員(人)	—	—	—	—	—	—	—
	事業所数(所)	—	—	—	—	—	1	2

(5) 障害児入所系サービス

【見込量と受給実績】

計画の見込量は国の基本指針に基づき 1 か月あたりの実利用人数で設定。

(単位：人)

区 分			H31.3	R2.3	R3.3
福祉型 児童入所支援	月実利用者数	見込み	145	143	141
		実績	143	147	—
医療型 児童入所支援	月実利用者数	見込み	91	95	99
		実績	90	93	—

(参考) 定員数と事業所数の推移

(単位：か所)

区 分		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
障害児入所施設支援 (福祉型)	定員(人)	300	300	300	300	255	260	230
	事業所数(所)	9	9	9	9	8	8	7
障害児入所施設支援 (医療型)	定員(人)	405	405	405	405	405	405	405
	事業所数(所)	5	5	5	5	5	5	5

(6) 相談支援サービス

【見込量と受給実績】

計画の見込量は国の基本指針に基づき 1 年間の実利用人数で設定。

(単位：人)

区 分			H31.3	R2.3	R3.3
計画相談支援	年実利用者数	見込み	20,690	21,174	21,710
		実績	42,285	48,398	—
障害児相談支援	年実利用者数	見込み	4,766	5,232	5,752
		実績	13,318	14,981	—
地域移行支援	年実利用者数	見込み	67	75	82
		実績	37	30	—
地域定着支援	年実利用者数	見込み	343	393	458
		実績	382	466	—

※平成 27 年 4 月以降、障害福祉サービスを利用する全ての障害者について、障害福祉サービス等利用計画の作成が必要となり、計画相談支援及び障害児相談支援の実績が大幅に増加している。

(参考) 事業所数の推移

(単位：か所)

区 分			H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
相談支援 事業所	事業所数 (所)	計画相談支援	130	192	224	246	262	285	294
		障害児相談支援			157	178	191	212	218
		地域移行支援	52	55	57	59	59	58	55
		地域定着支援	52	53	55	57	57	56	53

(参考) 障害福祉サービスの概要

サービス名		内 容
訪問系サービス	居 宅 介 護	自宅で、排せつ又は食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	常に介護を要する重度の肢体不自由者に、自宅で、排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を行う。
	同 行 援 護	視覚障害で移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ・食事等の介護を行う。
	行 動 援 護	知的・精神障害により、行動に著しい困難がある人に外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、障害福祉サービスを包括的に行う。
日中活動系サービス	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就 労 継 続 支 援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対し就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。
	療 養 介 護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行う。
	短 期 入 所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行う。

居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障害者や精神障害者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問等により必要な支援を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事・相談や日常生活上の援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・食事の介護等を行う。
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。
	放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型 児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施する。
障害児入所系	福祉型障害児 入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
	医療型障害児 入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する人に、サービス利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行う。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する人に、障害児支援利用計画の作成や障害児通所支援事業者との連絡調整等を行う。
	地域移行支援	施設等に入所している又は精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域移行のための相談等を行う。
	地域定着支援	施設や病院から退所・退院した人や地域生活が不安定な人に、常時連絡体制を確保し、相談や緊急訪問・対応を行う。
発達障害者支援	相談等支援	発達障害者に対し、相談支援・就労支援を行いつつ、関係機関に対し、研修や普及啓発、助言を行う。